

北海道告示第11257号

北海道が令和2年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和2年10月14日

北海道知事 鈴木 直道

(経済部所管分 その16)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>北海道海外人材待機費用緊急補助金 道内企業等の人材確保を支援するため、雇用する海外人材が入国に際し、水際対策に対応するため、海外人材が宿泊した場合の費用を予算の範囲内で補助する。</p>	<p>道内に所在する事業所において、海外人材を雇用する法人又は個人で、北海道海外人材待機費用緊急補助金交付要綱に定める要件を満たす者</p>	<p>雇用する海外人材が入国に際し、水際対策に対応するため、海外人材が宿泊した場合の費用（1人につき1日当たり1万円を上限とする。）</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>経済第52号様式別に指示する様式</p>		<p>提出部数 1部 提出期限 令和3年3月19日 提出先 道が申請受付を委託する者</p>		<p>実績報告は要しない。</p>